

# 大分県報

平成三十一年  
号外（一）  
一月十一日

（金曜日）

## 目次

### 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………一

### ○人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第一号

### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事部局の部の本庁の項中「、観光・地域振興課参事」を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。